

(審査体制)

1. 教育部長が、富山大学大学院医学薬学教育部教授会修士課程医学領域部会の意見を聴いて選出する論文審査委員は、3人(指導教員を含まない。)とする。
2. 指導教員は、論文審査委員として1人を推薦する。また、富山大学大学院医学薬学教育部医学教務委員会(以下「医学教務委員会」という。)において、2人を推薦する。
3. 主査は、医学教務委員会において推薦する。
4. 論文審査委員には、学位論文の内容に応じて関連分野担当の准教授を加えることができる。

(審査方法)

1. 修士の学位論文の審査を申請する。
2. 学位論文受理後、公開の場において学位論文を発表する。
3. 学位論文発表後、論文審査委員による学位論文審査及び学位論文に関連する分野について試験を行う。

(評価項目)

1. 研究内容が、医学に関する新規性、学術的重要性をもつものであること。
2. 公開審査における発表内容が、学位申請者の研究推進能力、研究成果の論理的説明能力、当該および関連分野の幅広い専門的知識、倫理性を示すものであること。

(評価基準)

上記の評価項目すべてについて修士学位論文として水準に達しており、かつ、学位論文審査及び試験の合格をもって修士の学位論文として合格とする。